

特定非営利活動法人 みらスポ BASE 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みらスポ BASE という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島県三好郡東みよし町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く地域住民に対して、スポーツ、文化及び芸術活動の場と機会の提供、並びにその指導者及び運営体制の整備に関する事業を行い、もって、学術、文化、芸術及びスポーツの振興並びに子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ、文化及び芸術活動チームの運営に関する事業
 - ② スポーツ、文化及び芸術活動人口の増加を目指す事業
 - ③ スポーツ、文化及び芸術活動の技術支援に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反やその他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散時の総会の議決を経て選定された者に譲渡する。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡田 康志
副理事長	川原 輝
理 事	藤村 一雄
理 事	高原 裕司
理 事	三木 敬治
監 事	川原 克仁
監 事	佐竹 正輝
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、法人成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、法人成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 年会費	正会員	1, 0 0 0 円
	賛助会員 一口	1, 0 0 0 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人みらスポ BASE

役職名	氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	岡田 康志		無
副理事長	川原 輝		無
理 事	藤村 一雄		無
理 事	高原 裕司		無
理 事	三木 敬治		無
監 事	川原 克仁		無
監 事	佐竹 正輝		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

近年、日本社会全体で人口減少や少子化の影響が深刻さを増していますが、これは当法人が活動の拠点とする徳島県西部地域においても喫緊の課題です。R5 年 10 月現在の同地域における年齢別人口統計（0 歳から 12 歳）を確認すると、次世代を担う子どもたちの数が年々減少している深刻な傾向が明確です。最も若い 0 歳児の合計人口（265 人）が、最も高齢の 12 歳児の合計人口（537 人）の約半分となっています。このような人口減少は、地域内のスポーツ及び文化活動におけるクラブ所属者数の減少傾向を加速させ、結果として、学校単位での部活動の維持を困難にしています。加えて、学校教員の働き方改革の推進に伴い、学校部活動を地域クラブ活動へ移行する「地域移行」（令和 8 年度以降は「地域展開」）の取り組みが急務とされています。

このような現状を鑑みると、徳島県西部地域において、将来的に、野球に限らずスポーツ、文化、及び芸術活動をしたいと望む子どもたちが、その機会を十分に得られない環境になりつつあると強く危惧しています。こうした社会の課題に対応するため、広く地域住民に対して、スポーツ、文化及び芸術活動の場と機会の提供、並びにその指導者及び運営体制の整備に関する事業を行うことを企図しています。これにより、特定非営利活動促進法が定める「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」及び「子どもの健全育成を図る活動」に寄与することを目的とします。この活動は、特定の個人や団体の利益に留まらず、不特定かつ多数の地域住民の利益の増進に資するものです。

設立当初は、会員が徳島インディゴソックスでプレーした経験を活かし、中学生軟式野球チームの運営を中心に行い、「野球を続けたい、その想いに応える場所」を提供します。この活動を通じて、単に技術の向上だけでなく、礼儀や協調性、挑戦する意欲といった「人間力」の育成を図り、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを見守るクラブチームを目指します。また、将来的には、イベントの企画・実施や指導者を派遣し技術指導を行うなど、野球人口を増やす活動を実施してまいります。さらに、こうした知見を活かし、野球だけでなく同様に維持困難となった部活動の受け入れ（チームの運営）なども検討しています。

これまで、設立に向けて教育委員会、中学校、保護者会等との協議や説明会を重ねてきました。これらの公益性の高い活動を進めていくため、特定非営利活動法人として法人格を取得することは、運営の透明性を担保し、組織の社会的な信頼性を向上させるために重要であると考えます。

2 申請に至るまでの経過

当団体の設立に向けて、部活動の地域移行や法人化に関する協議を重ねてまいりました。特定非営利活動法人としての認証申請に至るまでの主な経過は以下の通りです。

日付：R7 年 2 月 7 日 時間：17：30～ 於：三好中学校

概要：野球部の外部委託・協力体制について打ち合わせを実施

日付：R7 年 4 月 9 日 時間：16：30～ 於：三好中学校

概要：野球部への協力体制について打ち合わせを実施

日付：R7 年 6 月 23 日 時間：18：30～ 於：三好中学校

概要：教育委員会同席のもと、部活動地域移行に関することを協議

日付：R7 年 6 月 24 日 時間：11：00～ 於：三好市役所

概要：三好市 高井市長を訪問して、地域クラブ設立の意向を伝える

日付：R7 年 7 月 23 日 時間：17：30～ 於：中央公民館

概要：三加茂中学校と教育委員会を交えてクラブ設立の協議を実施

日付：R7 年 8 月 1 日 時間：16：00～17：05 於：西部総合県民局 三好庁舎

概要：NPO 法人の設立検討、定款（仮）、設立趣旨書の詳細について相談。

設立趣旨書への会議等の経緯追記を指示される

日付：R7 年 8 月 29 日 時間：10：00～10：30 於：とくしま県民活動プラザ

概要：NPO 法人の申請等について確認。担当課（生活環境政策課）へ繋ぎの連絡を受ける

日付：R7 年 8 月 29 日 時間：11：00～12：00 於：徳島県庁 生活環境政策課（NPO 所管課）

概要：NPO 法人の申請について確認。設立趣旨書に子どもの調査や現状、将来的にやりたい

ことの記載が必要であり、申請に至るまでの経過は箇条書きで良いとの助言を得た

日付：R7 年 8 月 29 日 時間：13：15～14：15 於：徳島県庁 教育委員会 部活動地域移行担当

概要：補助金について、体制整備補助金は自治体への交付であり、地元自治体と協議し 9 月中に

意向を示す必要があることなどを確認

日付：R7 年 9 月 24 日 時間：18：30～19：30 於：三好中保護者会

概要：地域移行に向けてのクラブ設立の案内等を実施

日付：R7 年 10 月 9 日 時間：19：00～20：00 於：つるぎ少年野球クラブ説明会

概要：チーム理念「野球を続けたい、その想いに応える場所」を発表。NPO 法人の事業として

幅広い子どもたちを受け入れることができる活動を検討していることを説明した

日付：R7 年 12 月 13 日 時間：18：30～20：30 於：三野体育館

概要：設立総会 開催

令和 7 年 12 月 13 日

特定非営利活動法人みらスポ BASE

設立代表者 岡 田 康 志、

令和7年度 事業計画書

法人成立の日 から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人みらスポ BASE

1 事業実施の方針

法人設立を3月上旬に予定しており、翌年度から本格的に事業を開始するため、法人設立登記、口座開設などの事務手続きや事業を実施できる体制を整える。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
① スポーツ、文化及び芸術活動チームの運営に関する事業	軟式野球チームの運営準備 軟式野球チームの運営を通じたスポーツ活動チーム運営体制の確立 入団手続き 等	法人成立の日から令和8年3月31日まで	所在地	2人	入団を希望する中学校区の全中学生、年間を通じて入団希望者を募集し、活動機会を提供する 予定人数20名	0
② スポーツ、文化及び芸術活動人口の増加を目指す事業	イベントの企画および実施 例 野球教室 等	設立初年度は実施予定なし。				0
③ スポーツ、文化及び芸術活動の技術支援に関する事業	指導者の派遣 ・個人指導 ・地域団体指導 審判要員の派遣 ・試合時の要員不足の支援 等	設立初年度は実施予定なし。				0

令和8年度 事業計画書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人みらスポ BASE

1 事業実施の方針

法人設立当初ということもあり、まずは法人として必要な会議や事務手続きを確実に実施する。
事業については、中学生を対象とした軟式野球チームの運営を中心として、落ち着いた頃に
イベントを企画、実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出 見込額 (千円)
① スポーツ、文化及び芸術活動チームの運営に関する事業	軟式野球チームの運営 軟式野球チームの運営を通じたスポーツ活動チーム運営体制の確立	平日の2日間 (18:30~20:30) 土日の1日間 (8:30~12:00)	三好中学校 グラウンド	4人	入団を希望する中学校区の全中学生、年間を通じて入団希望者を募集し、活動機会を提供する 予定人数20名	816
② スポーツ、文化及び芸術活動人口の増加を目指す事業	イベントの企画 および実施 例 野球教室 等	本年度は 実施なし	本年度は 実施なし	本年度は実施 なし	本年度は 実施なし	0
③ スポーツ、文化及び芸術活動の技術支援に関する事業	指導者の派遣 ・個人指導 ・地域団体指導 審判要員の派遣 ・試合時の要員 不足の支援	希望する日時	希望する場所	内容により 役員や 会員等 から 選出	支援を希望される方を募集	0

令和 7 年度 活動予算書
法人成立の日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日 まで

特定非営利活動法人 みらスポBASE
(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2 受取寄附金			
受取寄附金		0	
3 受取助成金等			
受取助成金			
受取補助金	0	0	
4 事業収益			
チーム運営事業収益	0		
イベント事業収益	0		
技術支援事業収益	0	0	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			0
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費 計	0		
(2) その他経費			
業務委託費	0		
諸謝金	0		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
車両費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		

令和7年度 活動予算書

法人成立の日 から 令和8年3月31日 まで

特定非営利活動法人 みらスポBASE

(単位：円)

科 目	金 額		
修繕費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
賃借料	0		
減価償却費	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
研修費	0		
支払手数料	0		
支払助成金	0		
支払寄付金	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費 計	0		
事業費 計		0	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費 計	0		
(2) その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
車両費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	0		
修繕費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
賃借料	0		

令和7年度 活動予算書

法人成立の日 から 令和8年3月31日 まで

特定非営利活動法人 みらスポBASE

(単位：円)

科 目	金 額		
減価償却費	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費 計	0		
管理費 計		0	
経常費用計 (B)			0
当期経常増減額 (A - B)			0
III 経常外収益			
固定資産売却益		0	
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
固定資産除・売却損		0	
経常外費用計 (D)			0
当期正味財産増減額 (E)=(A-B)+(C-D)			0
設立時正味財産額 (F)			0
次期繰越正味財産額 (E + F)			0

令和 8 年度 活動予算書

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

特定非営利活動法人 みらスポBASE

(単位：円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	13,000		
賛助会員受取会費	52,000	65,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	1,000	1,000	
3 受取助成金等			
受取助成金	100,000		
受取補助金	1,000,000	1,100,000	
4 事業収益			
チーム運営事業収益	60,000		
イベント事業収益	0		
技術支援事業収益	80,000	140,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計 (A)			1,306,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費 計	0		
(2) その他経費			
売上原価	0		
業務委託費	0		
諸謝金	150,000		
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	50,000		
車両費	100,000		
通信運搬費	0		

令和 8 年度 活動予算書

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

特定非営利活動法人 みらスポBASE

(単位：円)

科 目	金 額		
消耗品費	416,000		
修繕費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
賃借料	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
保険料	20,000		
諸会費	0		
租税公課	0		
研修費	0		
支払手数料	80,000		
支払助成金	0		
支払寄付金	0		
支払利息	0		
為替差損	0		
雑費	0		
その他経費 計	816,000		
事業費 計		816,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	360,000		
法定福利費	0		
福利厚生費	0		
人件費 計	360,000		
(2) その他経費			
印刷製本費	0		
会議費	0		
旅費交通費	0		
車両費	0		
通信運搬費	0		
消耗品費	130,000		
修繕費	0		

令和 8 年度 活動予算書

令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで

特定非営利活動法人 みらスポBASE

(単位：円)

科 目	金 額		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
賃借料	0		
減価償却費	0		
保険料	0		
諸会費	0		
租税公課	0		
支払手数料	0		
支払利息	0		
雑費	0		
その他経費 計	130,000		
管理費 計		490,000	
経常費用計 (B)			1,306,000
当期経常増減額 (A - B)			0
III 経常外収益			
固定資産売却益		0	
経常外収益計 (C)			0
IV 経常外費用			
固定資産除・売却損		0	
経常外費用計 (D)			0
当期正味財産増減額 (E)=(A-B)+(C-D)			0
前期繰越正味財産額 (F)			0
次期繰越正味財産額 (E + F)			0